

議 事 金 録

1. 会 議 名 第 5 回 市 民 会 議
2. 日 時 平 成 19 年 3 月 19 日 (月) 午 後 2 時 02 分 ~ 午 後 5 時 07 分
3. 場 所 大 阪 弁 護 士 会 館 10 階 1101 会 議 室
4. 出 席 者 (敬 称 略 ・ 順 不 同 = 2 1 名)

議 長 大 國 美 智 子

副 議 長 阿 部 昌 樹

委 員 飯 田 秀 男 野 呂 雅 之 郭 辰 雄

忍 山 哲 男 齋 藤 洋 一 西 村 貞 一

脇 本 ちよみ

大 阪 弁 護 士 会

会 長 小 寺 一 矢

副 会 長 齋 藤 と も よ 辻 口 信 良 田 積 司

企 画 調 査 室 長 松 葉 知 幸

司 法 改 革 推 進 本 部 市 民 会 議 バ ッ ク ア ッ プ 対 応 部 会

部 会 長 小 野 範 夫

委 員 岩 崎 雅 己 瀬 川 武 生 島 尾 恵 理

人 権 擁 護 委 員 会

副 委 員 長 小 久 保 哲 郎

広 報 委 員 会

委 員 長 播 磨 政 明

秘 書 課 長 田 村 一 幸

配 付 資 料

- 1 小久保弁護士より「大阪弁護士会人権擁護委員会・ホームレス部会の活動について」
- 2 忍山委員より「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の概要」等
- 3 齋藤委員より「ホームレス患者の受入れ規定」

議 事

1 開会

2 議事録署名者指名

議長の指名により，脇本さんと西村さんをお願いします。

3 審議テーマ

(1) ホームレス問題について

ア 大阪弁護士会人権擁護委員会副委員長・同委員会ホームレス問題部会担当の小久保弁護士の説明

人権擁護委員会の中に第8部会としてホームレス問題部会という部会がございます。設置のきっかけは、弁護士会の人権救済の申し立てという制度に、ある時期からホームレス問題に関する人権救済の申し立てが頻発するようになって、これに対して弁護士会がしばしば大阪市等に対して勧告や要望をしてきたということにあります。

例えば、大阪市長等に対して、野宿生活者に対して生活保護の活用をするように要望を出したり、また、大阪市がホームレスの人を施設に収容する際に過剰な人数を収容しているという問題もありましたので、施設入所なしに生活保護を受けられるようにするよう勧告をしたりしていました。

これらの問題について、近弁連では、2000年12月に弁護士会として初めてホームレス問題をテーマにシンポジウムを開催し、その中でホームレス問題は人権問題であるという問題提起がなされました。これを受け、大阪弁護士会では2001年に人権擁護委員会の中に野宿者問題プロジェクトチームを設置して活動を始めました。

当初行った実態調査の中では、多数の方が借金問題を抱えていることが分かりまして、大阪府や大阪市が設置している自立支援センターで、定例的に法律相談を開始するようになり、2002年8月からは弁護士会の事業として定期的に法律相談をするようになりました。現在は、自立支援センター、大阪婦人ホームという女性のホームレスやDV被害者が入所している生活保護施設、大阪城にある仮設一時避難所等で定期的に法律相談をやっています。その中で借金の整理等について法律扶助の制度を活用しながら積極的に受任をして事件を処理していくという活動をしています。

さらに活動の中で集積されたノウハウについては弁護士向けにマニュアル化し、2005年11月に「ホームレス法的支援マニュアル」を発刊いたしました。

ホームレス問題は、人権問題としては非常に新しい問題で、なかなかまだ理解が得

られていません。気楽な生活をしているとか、好きでやっているのではないかと、怠けているのではないかといった偏見が強いのではないかと思います。

まず、気楽かという点ですが、もともとホームレス状態というのが非常に非人間的な生活で、大阪大学の研究報告によれば、5年間に大阪府下で亡くなったホームレス死亡者、野宿生活者と簡易宿泊所の投宿者が約1,000名おり、これはホームレス生活者の13.6%が死亡していることになるそうです。また死亡者のうち自殺が11%、凍死が9.5%、餓死が4.4%と特殊で、また月別にみると寒い時期である1月から3月に死亡者が集中しています。生命に直結している問題であるといえます。

次に、生活保護も受けずに好きでやっているのかという点ですが、実は法律上生活保護は受けられる人についても、多くの場合福祉事務所の窓口で受け付けてもらえないという実態がある上に、ホームレスの人の場合には、敷金を生活保護で支給して住居を確保するという制度があるんですけども、窓口に行くと、家を借りてから来なさいといわれて追い返されるという実態があります。

もう一点、怠けているという偏見も強いのですが、1999年に大阪市がやった調査では、8割の人が空き缶集め等をして月数万円程度の収入を得て、それで命をつないでいるという結果が出ています。

さらに、強制立ち退きの問題があります。公共施設を占有すること自体は本来許されることではないんですけども、かといって、代執行という形で強制立ち退きを繰り返すということは問題だと考えています。今年の1月末にも長居公園で代執行がありましたし、昨年も靄公園、大阪城公園で代執行がありました。弁護士会は、靄公園の代執行の際に当時の大阪弁護士会会長の緊急要請という形で、当事者と話し合いをするなどの適正手続を尽くし、代替住居を確保するなどの代替措置をとるよう要請を出しています。法的な根拠は憲法と社会権規約で、居住の権利の保障があるということです。社会権規約では、強制立ち退きは原則禁止されていて、高度の正当化事由と真正な協議などの適正手続と適切な代替住居の提供がなければならないというふうに国連の委員会が言っているわけです。日本では、生活保護法の30条が居宅保護を原則としているので、アパートでの生活保護の提示というものを原則的にはしなければならないという立場です。

この点で、立ち退きに当たっては自立支援センターに入るようにという入所勧奨が行われていますが、自立支援センターが代替住居として十分といえるかが問題になる

と考えています。

自立支援センターの効果については否定しませんが、施設の中身については、基本的には大部屋で二段ベッドの寝台列車みたいな形の部屋で、プライバシーが十分には守れません。一番問題なのは入所期限が決まっていることで、原則3カ月、延長して6カ月です。この期間に就職先が見つからなくても退所しないといけない。退所するとまた野宿に戻ってしまいます。就労自立率は約4割と言われていて、それも清掃とか警備とか月十数万程度の収入で、どうしても不安定な労働にとどまっています、定着して仕事を継続している人は1割程度ではないかともいわれています。また、自立支援センターに入所するに当たっては、住んでいたテントや多くの家財道具を置いていかなければならず、非常に勇気が要ります。

その他、我々は大泉の自立支援センターで行う法律相談の他、自立支援センターのない地域では、巡回相談員の方々やお医者さんとか歯医者さんのグループとも連携をしながら、定期的に巡回相談という形でテントを回って法律相談をしています。そして、必要があれば生活保護の申請と一緒にいくという形でお手伝いをしています。

私は、このホームレスの問題は特殊な問題ではなく、貧困の極限がホームレスという状態だと考えています。最近は派遣とか契約社員という形で不安定な労働が非常に増えていますので、ホームレス予備軍と言えるような一般的な若年層や中高年の人たちが増えてきています。また、今は財政削減の一環で生活保護をさらに削減しようという動きがありますがそれも問題だと思っています。

イ 総山委員からの報告

大阪府では健康福祉部と商工労働部がホームレス問題を担当しております。

ホームレスの方の人数ですが、調査によると平成11年は府下トータルで約8,900位、平成15年で約7,700人、今年の1月に改めて調査をしておりますが、5,000人弱の方がおられます。

国、行政の取り組みですが、自立支援法という法律が14年にでき上がりまして、国の基本方針として、居住場所あるいは就労、医療、自立支援等々の支援をいたします。大阪府及び市町村ではホームレス対策の実施計画をつくって対策を組み立てております。大阪府では、府下を4ブロックに分けまして、各ブロックに自立支援センターをつくりたいと思っておりますが、現状ではそのうち1ブロックだけ、大泉緑地の中に自立支援センターができておるのみです。なお大阪市は4カ所に自立支援センターを

持っております。

府実施計画の主な施策の部分では、就労機会の確保、安定した居住場所の確保、保険・医療の確保など、できるかぎりの対策をしようということで組み立てをしております。

実態としては、就労意欲はあるが職が見つからないという49%の方、体の調子等が悪いので、何らかの支援を受けながら軽い仕事だったらつきたいという18%の方、年齢的にも働けない、生活保護等福祉施策を利用したいという14%の方、あきらめている、これが気楽でいいんだという9%の方がいらっしやいまして、それぞれのタイプに応じまして、色々な対策を組み立てております。

その中心となるのが先ほどの自立支援センターでございます。公園でお住まいの方が多いので、都市公園法の運用を改正しまして、公園の中に自立支援センターを設けるということを考えております。プロセスとしてはまず自立支援センターに入っただき、その中でアセスを行い、要因分析、処遇検討、生活指導から入りまして、職業相談、あっせん、医療、ケア、先ほどご紹介ありました法律相談等々も含めて一定の対策といたしますか、御相談に応じさせていただきます。

具体的には、アウトプレースメント事業すなわち、民間の再就職支援会社でカウンセリングをし、職業紹介等を行う、あるいは就労支援事業のところでは運転免許を取っていただく、また最近では、介護の技能実習等々もやっております。それから、雇用の場の提供等については、大阪ホームレス就業支援センター運営事業ということで、経済団体あるいは労働団体等の協力も得まして一定の職場開拓等を行う。それから、民間自立支援事業推進事業ということで、民間のNPO等の御協力も得まして、泊まる場所あるいは就労の場の提供等々をやっております。

住居問題については、府営住宅について、敷金や保証人がなくても入れるようにするとか、原則転賃は禁じられているのですが、例外的にNPOに借り上げていただいて、そこに入居していただくといった取り組みをしております。それ以外に、大阪市では大阪城公園の中に仮設の一時避難所を設けております。

自立支援センターの数については、現在は4ブロックのうち泉北・泉南ブロック内の大泉一カ所だけで、北河内ブロック、豊能・三島ブロック、南河内ブロックの3ブロックにはまだできていません。大泉についても地元との関係で今は3年間の暫定ということになっています。

大泉の収容人員は 50 人です。大阪市は大部屋方式ですけれども、大泉の場合は 3 畳ですが個室で、一定のプライバシーは守れるような状態になっております。これまで入所者総数 196 人、退所者総数が 146 人で、現在 50 人の定員が満杯です。大泉を作った後、府営公園である大泉緑地にいた百数十人のホームレスの方は十数名に減少しており、効果はそれなりにあると認識をしております。

146 名の退所者のうち、就労につながった 56 名（正社員 29 名、派遣社員等 27 名）、生活保護でケアをさせていただいている方 12 名、医療機関への入院、あるいは救護施設への入所された方 35 名を含めて、とにかくホームレスを脱していただいた方がトータル 103 人、70.5%、そして残りの 3 割 43 名が目標未達成での退所です。後者のうち施設判断による退所が 5 名ですが、これは、施設の判断で延長しておったというものでございます。その他の 28 名は、センターでの集団生活は嫌だということで出ていっていかれた方でございます。現入所者の年齢層では、59 歳までの方が 32、60 歳以上の方が 18 となっております。

また、年 4 回ぐらいは巡回相談で訪問させていただいていて、医療ケアの必要な方はそれぞれ措置をとらせていただいております。

大阪府域のホームレス概数ですが、例えば平成 16 年末で 472 人がホームレスを脱しておりますが、新たに 448 人がホームレスになられております。17 年度末で脱却された方が 681 人、484 人が新たにとなっております。

予算については、大阪市は別でございますが、府として総額 4 億 5000 万円を計上しております。

ウ 齋藤委員からの報告

私ども医療機関としては、ホームレスの方が実際に来られたときにどう対処するか、ホームレス以外の方との接触上の問題などを調整する方法を職員一同が認識するために、平成 11 年にマニュアル「ホームレスに対する対処の仕方」を作り上げました。

私どもが医療機関として持っているホームレス対応の幾つかの問題点を申し上げますと、1 つは、緊急に手術をすとか生死にかかわる時の連絡をする先が見つからないということがございます。また、医療機関としては、生活保護が廃止されないように、居宅設定ができるまではどうしても入院させておかなければならないため、もう入院する必要性がなくなった人をどこに移していけばいいのかという悩みがござ

います。それから、慢性疾患、例えば糖尿病の場合、急性期を超えた後のインスリン治療をどこでやっていくかという点で苦慮することもございます。また、数は非常に少ないのですが、妊産婦については母子をどこにお願いすればいいのかといったことや、御夫婦でのホームレスの場合は、医療機関としてお二人を同様に扱えないというようなことがございます。

また、行政の職員の方に、住所がなければ生活保護が受けられないという対応の仕方を受けることもこれまでしばしばありました。

それから、ホームレスの方は通常、個室にお入れします。何故なれば大部屋との差額はいただきません。大部屋に入れますと、ホームレスのお友達がお見舞いに来られるので、そうしますと周辺に休んでおられます方がクレームをつけてこられることがあるというのが理由です。

それから、伝染病その他の疾病の有無のチェックも必要でその対応もしなければなりません。

エ 討議

西村委員

そもそも就労意欲のない方に対して、人権擁護委員会の人はどうすべきだとおっしゃるのでしょうか。

小久保弁護士

日本は生存権を保障していて、生活保護法というものもあって、急迫の場合には職権でも生活保護をかけなければならないことになっているので、意欲の有無を問わず、貧困を理由にして死ぬような人が出てはいけないという理念をもつ国になっているということがあると思います。

もう一つは、もともと意欲のない人だったといえるのかということだと思います。例えば巡回相談の中で、ここで一生やっていくんだ、ほっといてくれと言っている69歳の方について、いろいろ話を聞いてみたところ、親友に頼まれて保証人になったところ、その親友が飛んでしまって借財を一気に追わされて、すべての財産を失ってしまったと。親友に裏切られたという思いと、家族離散になってしまって人間不信になったという話を涙ながらにされていました。ですから意欲がないというのは表面上の問題であって、そういう心境になっていく過程があり、落差が大きければ、時としてホームレスに至るほどに世の中が嫌になってしまう人もきつっている。ですから、一見、

働く気はないとか言っている人についても、心のケア的なものも含めて、巡回相談の方とか我々専門家とかお医者さんとかが必要なのではないかと考えています。

郭委員

大阪府の報告で就労自立の状況ということで出ているんですけども、今入所されている7割強の方が50代、60代以上の方ですので、退所した146名という方もそれに近い年齢構成だと思うんです。それで正社員になられた29名の方について、どういう職種あるいはどういう状況で正社員として雇用が可能であったのかというところを教えてくださいたいのですが。

忍山委員

29人の職種分析のデータまでは持っておりませんが、勉強されて介護の仕事に従事するとか、運転免許を取っていただいてタクシーの運転手になっていただくということもあるそうです。

齋藤副会長

忍山委員に質問です。退所者の3分の1が自立しているというのは、かなり成功していると思うんですけどもどういうことが奏功しているのでしょうか。

忍山委員

例えば、土木部の都市整備局の公園事務所が簡単な仕事を自立支援センターにおられる方をお願いして、お金をお支払いするということがあります。あるいは、寄付いただいた衣類に着がえていただいて、電車賃をお渡しして就職の面談に行ってくださいということもやっております。ですので、支援センターでは、基本は6カ月間ですが、いろいろとあっせんはさせていただけると思います。担当部にも、もっとこれをちゃんと宣伝するようには言ってきております。

齋藤委員

小久保先生に質問です。外国の街角を見ていると、よく帽子を広げている方がおりますが、通りかかった人々が結構お金を入れていくんです。ところが、日本ではこういう場合にお金を入れる人はまずいません。貧困に対する基本的な考え方が若干欧米と違うんじゃないかなと考えております。そこで、社会全体、すなわち日本国民が貧困に対する救済という気持ちを高揚させていくのが重要であるのか、それとも行政として生活保護を始めとする保障の制度をきちっとすべきか、どちらの考え方に立脚されているのでしょうか。

小久保弁護士

非常に難しい質問ですが、まずは今ある制度をきちんと活用するという事だと思います。今ある生活保護法という法律自体は非常にいい法律なので、これをきちんと活用したい。現実には住所がないと生活保護が受けられないという窓口規制は横行しているんですけども、法律の建前どおり、生活保護が必要な人にはきちんと与えていくことが必要だと思います。

大阪市は、稼働年齢層はとにかく自立支援センターに入らないといけない、居宅保護、生活保護はしないというやり方をしており、そこが問題だと思っています。ちなみに、ドイツのベルリンにはホームレスのままで生活保護を受けている人が7,000人います。ドイツではホームレスであるということは生活保護の受給の障壁にはなっていないんです。

齋藤委員

そうすると、ドイツの場合は、生存権のらち内でその生活を認めているようですが、日本ではホームレスという生活そのものが憲法で言う生存権のらち外である、だから生存していく権利のレベルまでは上げるべきだという考えですね。

小久保弁護士

そうですね。あと、不安定雇用が増えてきていて、低収入の人がすごく増えてきています。昨年、近弁連でシンポジウムをするに当たって、生活保護を受けていないで自己破産をした人の記録を250件ぐらい分担して調査したんですけども、そのうちの4割が生活保護基準以下の収入だったんです。

齋藤委員

それから、生活保護法については、やはり色々な調査、捕捉が不十分ではないかということを感じております。生活保護法の機能を十分発揮させるためには、調査をして、生活保護に値する人はこの制度の中で十分に救ってあげることが必要だろうと考えております。

認山委員

大阪市内では、今は生活保護の受給件数が最低の時から4倍になっており、大阪市の予算だけで、2,300億の金が生活保護費として使われています。大阪市の予算は、一般会計ベースでは1兆6,000億ぐらいで、その7分の1が生活保護費になっています。今の生活保護の国庫負担率は4分の3なので25%は市税負担ということになるわ

けです。やはり申請の段階で、受給要件を満たしているのか、きちっと調査しなければ、行政が目指す公平性が崩れることとなります。また税源については財源移譲がすでに始まっていますし、生活保護費についてはナショナルミニマムということで国がちゃんと面倒を見るべきだという現在の考えが将来どうなるか分かりませんので、将来的にはますます市の財政が圧迫されるんじゃないかと心配しております。

脇本委員

今就労の話が出ましたけれども、将来はホームレスになっていくだろうなという若い世代も増えていると思うんです。例えば昼間は日雇いでや非正規で働いているんだけれども、帰る家もないということで、夜はインターネット喫茶とか漫画喫茶とかで寝るといって若い人が結構いるそうですし、ワーキングプアという形でも出てきています。今は若くて元気だけれども、ちょっと長期の病気をしたり何かしてしまったら、これはホームレスというところに行ってしまうなという人が若い世代でもたくさんいるんです。

そういう意味では、生活保護というセーフティーネットと同時に、就労をどうするかということが非常に大きい問題なんだろうなと思っています。就労をずっと続けていくには困難なところを持っておられる方が結構おられるので、行政的にも生活保護ですごい予算を使うということより、そこにお金をつぎ込んで就労支援みたいなことをやっていくほうがいいのではないかと。「雇用が最大の福祉」ということを最近すごく思うところがあるんです。

それからもう一つは、最低賃金も非常に安いんですね。最低賃金法が改正されることになって生活保護法との整合性が今言われていますが、逆に、最低賃金を上げるよりは生活保護を切り下げるほうに行ってしまうんじゃないかという不安のほうが強くなるんです。今、大阪府の最低賃金は時間給 712 円ですから、それで 8 時間、9 時間働いたとしても、本当に暮らしが立っていかないというのが実態です。

阿部副議長

確かに行政の就労支援は必要だと思うんですけれども、ここ 10 数年ぐらい、正社員を減らして、ほとんど派遣とアルバイトで賄うようにしている企業がたくさんありますね。そうすると、企業が就労支援をしたとしても、やはりつける仕事というのは派遣であったり非常に不安定な職にならざるを得ないと思うんです。やはり民間部門にある種の責任を担ってもらわないと、公的なものでは担い切れないんじゃないかな

という気がするんですけども。

脇本委員

それは一つ大きくあると思います。それと、非正規で働く場合も、働きに応じた賃金を得られているのかという問題があると思います。それから、本人に就労の意識がないという点ですが、よくよくたどっていくと、学校からも阻害され、家庭からも阻害されるというように、阻害要因が積み重なって社会阻害みたいなことが起きているのかなと思います。それから例えば、「ビッグイシュー」の購買率が、日本は外国に比べて低いということも言われていました。その辺では、市民一人一人の意識も醸成しないといけないのかなと思っています。

西村委員

企業の責任の話が出てきましたが、企業というのは最終的には生き残っていかなければならないのです。企業に就労支援ということに依存することが間違いなんじゃないでしょうか。シビアに利益をきちっと確保するという体制を整えておかなかったことが、バブル以降、日本であれだけ大きな銀行もばたばた倒れるような大きな要因の一つになったんじゃないかと思うのです。今はだいぶ企業の収益がよくなってきた、元気が出てきたというところがあると思うんですが、収益を上げて、利益を税金という形で支払うということで企業の使命が達成されるのだと思います。

今、大阪市の最低賃金の話も出ましたが、地方へ行けばもうちょっと安いわけですね。賃金レベルの問題なども非常にしんどいと思います。

それよりも今企業で問題になっているのは、新入社員が、ちょっと怒ると辛抱し切れずにやめてしまうように、社会性がない若い人が多くなっているということです。これは、お互いの助け合いが大事と言っても、やはり社会は厳しいことは厳しいんだよというあたりを学校教育などでもっとしっかり子供さんに植えつけていただかないと。一番頭の痛い問題ですが、やっぱり大事なものは本人の意識だと思いますので、いくら公的資金でやったって、100%は解決しないと思うんです。

野呂委員

キーワードで言うと「人間を大切にする国」かどうかだと思うんです。例えば、フィンランドという国は500万人ぐらいしか人口がないんですけども、非常に教育を大切にされていて、教師を非常に丹念に教育して教育から立ち直らせていったんです。あそこは寒い国ですからホームレスはほとんどないんですけども、失業率が非

常に高いんです。しかし、わずか500万人しかいない国なので、1人1人が資源なんです。ですから、失業者を丁寧にスキルを磨かせて職業につけさせるわけです。日本は1億2,000万人もいますから、人が資源だと意識していないというか、1人の人間を大切にしない国だと思うんです。

生活保護というのはあくまでも対症療法だと思うんです。今、国は生活保護費を総量規制しようとしていて、増やそうとしていません。しかし、対症療法としてはその総量規制を突破させないといけないと思うんです。

それと、企業が、正規雇用でない請負という形を偽装して、負担すべきさまざまなものを抜ける道でやっていたり、企業のありようが日本では本当に変質してきたりしていると思うんですが、これについては朝日新聞は偽装請負についてキャンペーンしてきました。

このホームレスの問題というのは、余りにも大きな問題で、新聞記者の立場で言うと個々の問題をとりあげるしか解決する術がないんです。そういう意味で、ホームレス問題については個別に局面を一つずつモグラたたきのようにたたいていかないとどうしようもない面があると思うのです。ただキーワードは「人間を大切にする国」にすべきではないか。1人の人間を大切にする国にするためにはどういうことを考えるのか。それは個々の場面で言うと企業でもそうですし、行政は生活保護の総量規制をしないとか、そういった形で考えていくしかないんですね。

大國議長

この問題への取り組みについてはかなり市町村格差があって、最初に家を探して仮押さえをして差し上げて、それから生活保護の手続に入って生活保護を受けさせてという方法をされて、割合に社会復帰がうまくいっている市町村もあるのですが、これは福祉事務所の職員の意欲によるわけです。福祉事務所の職員が何とかしてあげたいと思うか思わないか、窓口でお断りするかしないかでもものすごく差が出てきます。市町村にも相当人権問題を意識していただけるようお願いしたいと思っています。

郭委員

僕は基本的に、日本国憲法で定められた健康で文化的な生活を営む権利はすべての人に保証されなければならない、これがすべてだろうと思うんです。しかも、そのことが実現できないということは、今野宿生活を余儀なくされている人たちだけでなく、障害者や母子家庭などどんどんほかにも広がっていく可能性が当然あるわけで

す。

その上で、一番象徴的なこのテーマを考えると、今実際に公園の中で暮らしているという状態の前段階の問題も非常に重要な視点だろうと思っています。ホームレスとは色々な段階のセーフティーネットから漏れ落ち続けた結果だろうと思います。例えばクレジット・サラ金問題については金利のグレーゾーンの問題等、法的にまだまだ問題が残っている部分で犠牲になっている人たちが存在しているとか、解雇されて行き場がなくなってしまった人の場合、解雇の過程における不当労働行為の有無、不当解雇の有無など調べるべき問題がそこにあったかもしれないのに、そのことにきちんと対処ができなくて、結果として行き場がなくなってしまった、ということだと思っんです。そういう色々な段階のシステムを全部チェックして行って、どうすれば新しいホームレスが生まれないのかを探るといふ考え方が非常に重要になってくると思っています。

あともう一つは、社会全体の責任と行政の責任との関係という問題ですけれども、僕は両方大事かなと思っています。1997年に韓国がIMF管理下に置かれまして景気が非常に悪くなってホームレスが大量発生したんですが、これに対して、行政が、学校などを開放して居住できる設備を提供し、一方、教会の関係者やNPOが、そこで食事や布団を提供したり、散髪をしたりして生活できるようにしたと。そこをベースにしながら就職あっせん活動をやったり、教育プログラムを運営したりという形の取り組みを共同でやったところ非常に効果があったというお話を聞きました。社会と行政が両方取り組む中で、パートナーシップをどう強めていけるかという発想が大事かなと思っています。

阿部副議長

意欲を失ってしまった人の問題ですが、これはある割合でどの社会にも出てこざるを得ないんじゃないかと思っんです。今、ヨーロッパなどでは第3の道、welfare to work という形で、就労のための支援という発想が非常に強くなってきています。日本の憲法の25条の問題と絡めると、特に個別支援ということになったときに、最後の最後には、やはり自立する意欲を失っている人もきちんと面倒を見ていくという仕組みが必要なんだろうと思っんです。それが今は意欲のない人は切り捨てていくという潮流ができつつあるような感じがしますので、そうではないんだということです。

小久保弁護士

一点だけ最後に補足します。弁護士としては、憲法、生活保護法がある中で、生活保護の総量規制に対抗すべきだという点がもっとも戦わなければならない場面になると思っています。昨年の人権擁護大会をふまえて、平成 19 年度から日弁連の中に生活保護問題対策特別委員会というのが立ち上がることになりました。生活保護の総量規制、切り下げの動きに対して日弁連としても取り組んでいくということがつい最近正式に決まりました。

野呂委員

大阪弁護士会が関市長あてに出した緊急要請がありますね。例えば、国際人権規約の社会権などで居住権というのはすごく強い権利じゃないですか。阪神大震災の直後に豊かな国の居住権侵害とかいう勧告を国連サイドから日本が受けてから 10 年たっているんですけども、大阪市サイドは、憲法であり社会権規約でありという形で 10 年前に勧告を受けながらも、全然関係ないという認識なのでしょうか。

小久保弁護士

そうですね。そう思います。私は個人的に韮公園の件で国賠訴訟もやっているんですけども、大阪市のほうは、社会権規約は裁判規範性がないと主張しています。これは日本国自体の主張ですけども。

阿部副議長

社会権規約の裁判規範性を認めるとするとしても、恐らく憲法 25 条の解釈指針として使っていくと、いずれにしてもそういう形になってしまうんじゃないでしょうか。25 条をもっと強い裁判規範性を持ったものとして読みかえていくという形で使うぐらいだと思います。

西村委員

しかし、ホームレスの人が公共の場所に独自で住んでいるということ自身を許すというのはいかなものかなという気がするんです。自立していく人はいいけれども、する意欲のない人はどこか施設に収容してそこで生活させるということを考えないと、解決がつかないという気はするんです。

野呂委員

意欲を失った人というのは、幾つかのターニングポイントにおいて的確な対応を請けられなかった結果そうなったということであり、先生方の事例から、救うべき手段は何なのかという例示が必要になってくるのかなと思うんです。NPOの方、弁護士

の方などが、救うべきセーフティーネットで何ができたかというあたりを提示していくしかないのかなという気がします。

ただゼロに近い意欲を100まで持っていくということは多分無理ですから、対症療法としてはもう生活保護しかないと思うんです。

大國議長

その過程の中で大きいのが医療だと思うんです。全国調査を見ましても半数が病気を持っていて、そして医療を受けていない人がその中の7割近くいるというのが実態なんです。そういう人を人間として守ってあげるシステムも考えていかなければいけないと感じます。

野呂委員

朝日新聞の夕刊に「人脈記」というのがありまして、阪神大震災の人脈記をやった中で孤独死を取り上げたんです。その中で、慢性疾患と貧困と孤立、この3つが重なって孤独死をするというのがありました。慢性疾患があると意欲というのは減退して持ち続けようがないと思うんです。

小久保弁護士

さかのぼって原因を探るという面、また支援をする過程でも医療の視点は非常に重要だと思います。若者でホームレスになっている人はほとんどが鬱病など精神的な疾患を抱えていると聞きます。中高年についても鬱の人が非常に大きな割合を占めていると言われていています。

あと、自立支援センターでの最初の健康診断では、9割方が何らかの疾病を抱えているそうです。一番多いのは歯で、歯が抜けるとやる気も出ないということで、まずは入れ歯をつくるそうです。入れ歯を入れると見栄えや健康が回復して自信も取り戻したりするようで、健康と心とやる気というものは非常に関連しているんだと思います。

小寺会長

天神祭のときに船渡御が出る、沢山人が来られるということで、会場付近のホームレスの方々に、祭の間だけ自立支援センターに移ってもらえませんかと大阪市が要求を出したことに對して、市に對して弁護士会が反対する趣旨の要望書を出しましたね。一般市民感覚を説得できる論拠はどこに出てくるのかな。

小久保弁護士

そこで現に生活している人を立ち退かせるためには、生活保護法、国際人権規約もある以上、居宅保護なりの代替的な措置を講じるべきであるというのを論拠としてい
ると思います。大阪市は舞洲の自立支援センターに行ってくれないかと言っていたが、
そういう施設が代替措置として十分なのかどうかという問題でもあります。また、
行政側の真の意図は、見栄えが悪いのを解消したいということなんです、それは
表面的な根拠には出さずに、危険とか、火事になるとかいう話だったんですけれ
ども。

野呂委員

社会権規約の居住権というのは極めて強い権利で、例えば震災が起きてどこも住め
ないということで公園に住んだ場合、そこにも居住権は発生するんです。それが社会
権規約の概念なんです。

それで東京都にしたって、真意はオリンピックをやるからどいてね、と言っている
に過ぎないのです。長居の件だって世界陸上が来るからでしょう。しかし、表向きは
そういうことは言わないわけですよ。世界陸上があるからということすら言わずに突
然やってくるのはおかしいでしょうということです。

小寺会長

普通の市民感覚からしたら、個人の土地じゃないんだから、私人が勝手に公共のと
ころを占拠して、「私はここを住居と決めました」なんてことは通用しないでしょう。

野呂委員

いや、社会権規約の居住権は正にそういうことなんです。個人の家の庭に勝手に入
って不当占拠するのはだめですけども、さっき言うたように、さまざまなセーフテ
ィーネットから漏れた人たちが公園内なりに住めば、そこには居住権が発生するん
です。

郭委員

何の相談もなしに勝手にするなという気持ちの問題も出てきますね。

(4) 次回以降の日程、テーマについて

大國議長

次回のテーマについては、裁判員制度を取り上げることとさせていただきたいとい
うことでお願いいたします。日程は6月4日月曜日、午後2時から5時までの3時間
ということでお願いいたします。

(5) これまでの市民会議についての感想

大國議長

引き続き、第1回から第5回までちょうど一年間の市民会議を振り返ってというテーマでフリーにお話しいただきたいと思います。

田積副会長

これまで弁護士自治とか日本司法支援センター、法律扶助、刑事弁護、犯罪被害者支援、そして今回はホームレス問題について取り上げましたが、運営の仕方も含め、委員の先生方に御意見・ご感想をお願いできたらと思っております。

飯田委員

この市民会議には運営要綱があったんですが、委員の皆さんの意見を述べ合って、それが弁護士会に何か役に立っているのかなど。それぞれの考えを述べ合っただけということ、それはそれで私は非常に勉強になったんですが、ここは単純に委員の皆さんの意見を述べ合う場ではないと思いますので、そういう点では、弁護士会の運営なり考え方なりに対して委員の方々がどういうふうにか考えるのかということについて、もう一歩突っ込んだ論点を提示いただいて、そこに意見を言うということになるのかなということを考えていました。

田積副会長

市民会議は、弁護士会の会務に対して意見を言っていただいて、弁護士会のほうがそれを聞かせていただくというのが目的でございますので、それについては十分ありがたい御意見をちょうだいしているなと思っております。

もっと突き詰めてやるという点ですが、この市民会議はまだ5回目でございますので、次の裁判員制度等は今弁護士会も悩んでおりますし、よりつっこんだご意見をいただければと思っております。

小寺会長

前回、犯罪被害者（の刑事事件への手続き参加）について随分御議論いただきまして、皆さん方の御意見をいただいて、私は非常に力強かったです。

今、犯罪被害者の刑事事件への手続き参加についての法案が国会の法務委員会にかかる段階で、日弁連の中でももうあきらめていたんですが、私はここでお聞かせいただいたご意見がありましたので、自分一人のわがままで言っているのではない、と非常に力強かったです。自民党の法務の上のほうの人も、こんな法案を通していいのか

と言い出しています。

やっておけばよかったなと思うのは教育基本法です。教育基本法の改正については、担当委員会で議論された結果があり、それをペーパーにして会長声明で出すよう要求があるんですけども、言い過ぎではないかと思われる点があって、委員会と5時間ぐらい協議をしたんです。例えばそんなときに、内部の悩みもそのままお伝えして御意見を聞く場があると、非常に有効だと思いました。

国民投票法案の問題でも、日弁連が出しているものは、投票法案そのものが駄目とは言っていないのですが、挙げている要件が事実上改正不能にするのと同じ中身になっています。僕は、これでは極端すぎると言っていますけれども、会内では少数意見です。市民会議のような場で、外部の方のご意見をいただきたかったと思います。

阿部副議長

そうしますと、例えば今日のホームレスの問題でもそうですが、弁護士会の中でも意見の対立があるんだということを示してくれたほうが、我々としては、議論しやすいと思うんです。

小寺会長

憲法については、俗に言う護憲と改憲の対立がありますね。また死刑問題もそうですし、次回の裁判員制度もそうです。

田積副会長

弁護士会は強制加入団体ですし、会長声明はみんなの意見の総意ということでしかできないわけですから、理事者としては非常に悩みがあります。その点、この市民会議ではそれまで自分たちが全然考えていなかった意見をいただくこともございますので、本当にこの市民会議をやる意味がございます。

西村委員

感想ですが、一言で言うと、私が勉強させてもらったというのが実感でございます。初めて分かったことも沢山ありました。それと驚いたのは、資料が読み切れないほどたくさん来ることでした。

野呂委員

3回目から参加しまして、コンセプトも分からないまま随分不規則発言をしたりして、事務局の方にいろいろ御迷惑をおかけしましたけれども、思ったことを述べてきました。もともと司法記者だったものですから、少なくともセミプロかなと思ってお

りましたが、議論をしている中では大分とんちんかんだなというのを感じました。しかし、思ったことを率直に述べることができるというのがこの会のいいところではないかと思っています。

齋藤委員

私自身、今までいかにファジーで浅はかな言動をしていたかということで、この会に出ると反省させられることばかりでございました。先ほど会長さんのお話がありましたが、これだけ広い意見をまとめていくのは誠に大変なことだと思いました。一方、執行部が1年で交代するというのもその責務の重さ、ご苦労から大変意味があることだとも思いました。

認山委員

正直申し上げて、弁護士会の中でも色々な意見があるということや会長さんの御発言を聞いて、ちょっとおもしろいというか、安心をいたしました。

ただ、行政という立場ですので、ドラスチックな発言はなかなかしにくいという点は御容赦していただきたいと思っております。

ありがたかったのは、大阪府の取り組みを説明させていただけたことでございます。我々は非常に宣伝下手ですので、こういう場を使わせていただいているいろと御説明させていただけたのは、非常にありがたいと思っております。

先ほど教育基本法等のお話もございましたけれども、教育現場も今非常に激動期でございます。いじめの問題等や法改正に対する対応の問題もありまして、弁護士会なり皆様方の色々な御意見、行政とは違う角度から見たらこうではないか、という意見が本当に欲しいので、よろしく願います。私自身は4月1日から教育委員会のほうに行くことになっておりますので、次回からは後任の政策企画部長が参加させていただきたいと思っております。

郭委員

弁護士会の活動というものをよく理解できたなと思っています。多岐にわたる問題について、それぞれの委員会なりセクションをつくってやっておられるということで、なかなか大変だなということと、また心強いなということを感じたところです。

来年から新しく生活保護のセクションをつくってやられるということでしたが、僕ら在日外国人の立場からすると生保というのは準用で、異議申し立てもできないという非常な制限を受けています。例えばそんな問題をどういうふうに扱っていくのかと

か、例えば法廷通訳の問題とか外国籍の人たちへの配慮とか、僕の関心事でいきますとそういう部分が強く出てくるんです。そういう部分についての視点というものが無いと、あらゆる行政施策がしんどくなってくるのではないかという思いがありますので、そういう問題を少しでもこちらのほうから発信できればいいかなということで参加させていただきました。

この会議の意義は、できる限り色々な角度から豊かな意見が出てくるということが大事かなと思っていますので、できる限り活発な意見が出るような雰囲気で行っていただければいいなと思います。

飯田委員

勉強させていただきました。ありがとうございました。引き続き勉強したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

阿部副議長

私自身は弁護士会とおつき合いさせていただいて結構長いんですけども、常々思っているのは、お金にならないことを一生懸命やっているなということです。会務というのがそもそもそうですし、今日のホームレスあるいは前回の刑弁もそうですけれども、採算を度外視して色々な活動に取り組まれてきたというのは、私自身、非常に尊敬しているところです。

そういうような自分の利益よりも社会のために何か責任を果たしていこうということの一環としてのこの市民会議も多分あると思うんですけども、そうした発想でやられている活動には、微力ながら協力していきたいと考えております。

ただ、これから大阪弁護士会も会員がどんどん増加していく中で、これまで弁護士会が持っていた社会奉仕の意識が薄れていくのではという危惧感があります。私は大学のロースクールでも授業をしていて、弁護士が本来持つべき倫理性みたいなことは授業の中でも言うておりますけれども、やはり実際には弁護士になってから意識するものしょうから、増えていく若い会員に、大阪弁護士会のよき伝統みたいなものは是非継承して行ってほしいと考えております。

田積副会長

弁護士会には3つの性格があると言われます。自治団体というのが1つ、それから業界団体というところもございます。そして、人権NPOというのが3つ目の性格としてございまして、今阿部先生から言っていたところはそこの部分だと思って

おりますので、頑張っていきたいなと思っております。

齋藤副会長

今日のテーマのホームレスは、もともと人権救済申し立てから発展して部会にまでなったという御報告があったんですけども、実は、人権救済申し立てなどは本当に多くて、今年などは既に140件ぐらいが来ております。その3分の2が拘置所や刑務所といった刑事施設からの申し立てで、過剰収容だとか医療についての問題が指摘されています。

是非とも御関心のテーマがありましたら、それぞれそのほかの委員会でも取り上げておりますので、提案していただけたらと思います。

小寺会長

ちょっと補足しますと、拘置所と刑務所からの多数の申し立てについては委員会の調査案件になるんですが、その半分ぐらいが医療問題です。これについては最近、事実関係の確認のために委員会が現場へ行くことができるようになったんです。そうすると、拘留者が増加しているためでしょうか、大阪刑務所はものすごい過剰収容なんです。しかも、外国人が43カ国、言葉もばらばらというのが刑務所の実態なんです。そういう実態を知らないままに、そこで起こる軋轢については人権救済申し立てをするのが適当でない例もあるわけです。もちろん施設側にも誤解のないように説明してくださいと要望しているのですが、なかなか十分な説明がなされていないのか、誤解が高じて人権問題ということで多くの申し立てがなされておるようです。

大國議長

そもそも私、前の副会長さんから議長をとの話がございましたときに、なぜ私がお聞きしたところ、市民で何も知らないからいいんですというお話でございました。そして、最初のごあいさつで皆さんのお立場をお聞きして、これは大変なところへ来たと思って、その晩は悩んだぐらいでございます。

先ほど、運営のあり方についても御議論くださいとおっしゃいましたけれども、私自身は本当に下手な進行で、本当に何も分からない人間がこんな立場に立たせていただいて御迷惑かけたと思いますが、本当にお許しいただきたいと思います。ありがとうございました。

田積副会長

ここで次年度の山田会長からごあいさつを一言お願いします。

山田次期会長

4月から小寺会長の後を引き継いで新年度の会長を務めさせていただきます山田庸男といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

小寺会長は大阪出身で、私にとっても非常に心強い前任者でして、極めて実行力あるところは日弁連全体でも大変評価されております。先ほどの、犯罪被害者の参加問題でも、もう既に事は遅いのではないかという雰囲気の中で、あきらめず国会議員へのロビー活動を一生懸命され、その結果、自民主党の中でも反対意見が出てきました。やはり私もこれだけの働きをしないといけないと、小寺会長がつけてきた道を舗装していくような役割を果たしていきたいなと思っています。

大阪弁護士会は3,000人以上の会員で、会内で議論をまとめていくのが非常に難しい状況になっております。私自身としては、会内の結論が、市民の方から納得いただけるものになっていないといけないという意味で、むしろ会外合意に配慮しながら会内の意見をまとめる必要があると思っています。市民会議の役割は随分大事だなと感じております。次年度もこの雰囲気を大事にしながら、是非貴重な御意見を引き続きお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

桂次期会長

市民会議担当の次年度担当副会長の桂です。ごあいさつは改めて6月にさせていただきますので、よろしくよろしくお願いいたします。

小寺会長

本年度、昨年3月から5回にわたって市民会議を開かせていただきました。回を繰るごとに非常にざっくばらんなお話をお伺いさせていただいて、楽しい雰囲気になってきて、つい私自身が調子に乗り過ぎたところもあったので、お許しをいただきたいと思います。ひとつこの雰囲気でも来年度もいろいろ御指導賜ればと思います。

本年1年ありがとうございました。（拍手）

田積副会長

それでは、本日の市民会議はこれで終了させていただきます。

以上で、本日の議事を終了した。